

## 検討を求める事項に対する回答

## 入札参加資格申請書・添付書類

## 1. 入札手続の電子化について

自治行政局として、自治体の効率的な運営のためにも電子入札を進めることは重要であり、電子入札を進める過程で、電子化に対応するため、最低限度の書式等の統一も図られるものと考えられる。

上記観点も踏まえて、改めて総務省（自治行政局）において、自治体の電子入札の推進のために検討できる事項はないか。

特に、物品・役務の入札については、現状、包括的に電子化を推進している取組はないとの理解であり、総務省（自治行政局）において、当該取組を推進する必要があるのではないか。

（回答）

入札手続の電子化については、オンライン利用促進を積極的に進めていくことが望まれる「電子自治体オンライン利用促進指針」の対象と位置付けられており、これまで利用促進を進めてきている。

また、昨年12月の経済財政諮問会議における「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」において、地方自治体における行政手続のオンライン化の働きかけや、利用率の把握などを通じて取組を推進することとされている。

総務省としては、引き続き、この工程表に沿ってしっかりと取組を進めてまいりたい。

## 2. 入札参加資格申請要件の統一について

入札参加資格申請時に、各自治体で共通的に確認が求められる事項かつ地域特性等を反映させる必要性が乏しいと考えられる事項（例えば納税証明書の税目、納税実績を確認する期間、滞納がないことを確認する期間等）については、事業者の負担軽減の観点から、総務省（自治行政局）において、代表的な基準例を示すなどして、各自治体で統一的な運用となるように推進することは検討できるのではないか。

（回答）

競争入札参加資格審査申請の手続きについては、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではなく、いかなる要件を参加資格とするかは各地方公共団体が必要に応じ適宜定めるものであり、その要件に応じた申請書類や添付書類が求められる

ことから、国としてルール化することはなじまないものと考えられる。

しかしながら、ご指摘のとおり、競争入札参加資格審査申請書においても、各地方公共団体において審査に最低限必要とされる項目や添付書類があることが考えられ、当該必須項目については統一化するといったことも考えられる。

なお、統一化する場合であっても、現時点ですでに競争入札参加資格申請を電子申請により行っている地方公共団体もあることから、様式の統一化により、既存のシステムにも影響を及ぼすことも考えられるため、当該システムの改修に係るコスト面についても考慮する必要がある。

以上